

広島県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和八年三月十六日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月二日

広島県知事 横 田 美 香

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道羽出庭向原線	安芸高田市向原町坂字松ノ木三六三六番五地先から 安芸高田市向原町坂字松ノ木三六〇九番一地先まで	令和八年三月二日